

日本西洋史学会第28回大会

発 表 要 旨

昭和53年5月13日・14日

九 州 大 学

## 大会プログラム

第一日 昭和53年5月13日(土)

西日本新聞会館15階; 福岡国際ホール(同会館16階)  
福岡市中央区天神 1-4-1

理事会 12:00~13:00 福岡国際ホール九重の間  
(西日本新聞会館16階)

受付開始 13:00 西日本新聞会館15階

シンポジウム 13:30~17:30 西日本新聞会館15階

総会・懇親会 18:00~20:00 福岡国際ホール(中ホール)  
(西日本新聞会館16階)

第二日 昭和53年5月14日(日)

福岡市東区箱崎 九州大学文学部

部会別研究発表 10:00~16:30

第1部会 講義棟 102 番教室

第2部会 講義棟 202 番教室

第3部会 講義棟 301 番教室

第4部会 講義棟 302 番教室

第5部会 講義棟 101 番教室

第一日 シンポジウム 5月13日(土) 13:30~17:30

「西欧中世における都市と農村」

総合司会 今来 陸郎(四天王寺女子大学)

趣旨説明 森 洋(大会準備委員会代表)

報告

1. 森本 芳樹(九州大学): 中世初期・盛期における都市・農村関係  
(バルギー学界の動向を中心に)——問題提起にかえて——  
13:30~14:20

司会 森 洋(九州大学)

2. 城戸 毅(東京大学): 中世イングランドの国制と都市  
14:20~15:10

司会 松垣 裕(熊本大学)

3. 清水廣一郎(広島大学): 14世紀トスカーナにおける都市と都市  
管区 ——市民行政官の活動——  
15:20~16:10

司会 森田 鐵郎

討論 16:20~17:30

第二日 部会別研究発表 5月14日(日)

第1部会 講義棟102番教室

1. 安藤 弘(新潟大学):前古典期アテナイの隷属民,ヘクテモロイについて  
10:00~10:50  
司会 三浦 一郎(上智大学)
2. 豊田 和二(早稲田大学):ヘカタイオスの地図の構成  
10:50~11:40  
——ペルシアの地図とギリシアの地図より——  
司会 井上 一(横浜市立大学)
3. 大西 陸子(京都大学):ローマとアレクサンドリア  
11:40~12:30  
——前1世紀の貿易関係を中心に——  
司会 浅香 正(同志社大学)
4. 松本 宣郎(東北大学):キリスト教徒迫害における下層民  
14:00~14:50  
——大迫害史料を中心に——  
司会 秀村 欣二(青山学院大学)
5. 森 祐三(熊本大学):古代末期ヴァンダル族に対するキリスト者の対応  
14:50~15:40  
について  
司会 弓削 達(東京大学)

第2部会 講義棟202番教室

1. 日置 雅子(愛知県立大学):„Divisio regnorum”のInterpolatioについて  
10:00~10:50  
司会 北村 忠夫(名古屋大学)
2. 加賀美久夫(早稲田大学):ペトルス・ダミアニとニコライスム  
10:50~11:40  
——初期グレゴリウス改革に於ける聖職者純潔義務の問題——  
司会 野口 洋二(早稲田大学)
3. 水野 絢子(国際基督教大学):12世紀中葉におけるTournaiの都市貴族  
11:40~12:30  
——聖マリア衆(Homines Sanctae Mariae)の性格をめぐって——  
司会 瀬原 義生(立命館大学)
4. 朝治 啓三(京都大学):13世紀ダラムの巡回裁判  
14:00~14:50  
司会 松垣 裕(熊本大学)
5. 椽川 一朗(東京都立大学):荘園としての都市  
14:50~15:40  
司会 平城 照介(中央大学)

第3部会 講義棟301番教室

1. 根占 献一(早稲田大学):マルシリオ・フィチーノ(1433-99)における哲学  
10:00~10:50  
と宗教——彼に対する同時代人の判断・批判を中心に——  
司会 永井 三明(同志社大学)
2. 友田 卓爾(広島大学):パトニー討論の政治思想にかんする一考察  
10:50~11:40  
司会 今井 宏(東京女子大学)
3. 常見 孝(北海道大学):コルベールとフィナンシエ  
11:40~12:30  
司会 遅塚 忠躬(東京都立大学)

4. 阪口 修平(中央大学):プロイセン絶対王政と身分制  
14:00~14:50  
司会 成瀬 治(東京大学)
5. 岡本 明(富山大学):フランス革命期パリ=コミュン史の論理  
14:50~15:40  
司会 服部 春彦(京都大学)

第4部会 講義棟302番教室

1. 池本 幸三(龍谷大学):ニグロ奴隷の性格形成と抵抗の諸形態について  
10:00~10:50  
司会 富田 虎男(立教大学)
2. 西川 進(福岡教育大学):所謂「綿花王国」(Cotton Kingdom)について  
10:50~11:40  
司会 三浦 進(福岡女子大学)
3. 今井 義夫(工学院大学):ロシアの専制・農奴制改革をめぐるN.G. チェル  
11:40~12:30  
ヌィシェフスキーとV.N. チチューリン  
司会 外川 継男(北海道大学)
4. 横山 良(京都大学):19世紀末アメリカの政治的諸党派と国家論  
14:00~14:50  
——19世紀末政治史理解のために——  
司会 平野 孝(お茶の水女子大学)
5. 野村 達朗(愛知県立大学):IWW指導者の社会的起源  
14:50~15:40  
司会 高橋 章(大阪市立大学)
6. 村上信一郎(神戸大学):イタリア・ファシズムとカトリック教会  
15:40~16:30  
司会 森田 鐵郎

第5部会 講義棟101番教室

1. 西川 正雄(東京大学):ドイツにおける労働運動の形成,1860年代  
10:00~10:40  
司会 小林栄三郎(福岡歯科大学)
2. 坪郷 実(大阪市立大学):大衆ストライキと大衆内活動家層  
10:40~11:20  
——第一次世界大戦期——  
司会 山口 定(大阪市立大学)
3. 相馬 保夫(東京大学):第一次世界大戦期のドイツ自由労働組合  
11:20~12:00  
司会 三宅 立(明治大学)
4. 木村 靖二(立教大学):自立的大衆運動の展開としてのドイツ革命  
12:00~12:40  
司会 村瀬 興雄(立正大学)
5. 篠塚 敏生(熊本大学):カップ一揆とドイツ共産党  
14:00~14:40  
司会 村瀬 興雄(立正大学)
6. 斉藤 哲(明治大学):カール=ラーデクとコミンテルン  
14:40~15:20  
——コミンテルン第三回大会を中心に——  
司会 三宅 正樹(明治大学)
7. 伊集院 立(茨城大学):社会民主党の寛容政策と反ファシズム  
15:20~16:00  
司会 黒川 康(九州大学)
8. 栗原 優(神戸大学):ナチスの政権獲得と経済界  
16:00~16:40  
司会 木谷 勤(大阪教育大学)

## シンポジウム

### 1. 中世初期・盛期における都市・農村関係（ベルギー学界の動向を 中心として）——問題提起にかえて——

九州大学 森本芳樹

西欧中世における都市・農村関係については、新しい素材の開拓による研究の深化に伴って、最近内外の学界で次のような視角の転換が生じてきた。それは、「自然経済」的な環境の外部から滲透する遠隔地商業の交点として成立した都市が、周辺の遅れた農村社会に解放的な影響を及ぼして都市化していくところに発展の基本線を見ていた従来の通説に対して、当初から「貨幣経済」的側面をも内包していた農村の社会・経済的発展の結節点として都市が成立・展開した、という見方を打ち出すことで、都市と農村との峻別に基づく都市先行論を相対化しようとするものである。中世都市概念の柔軟化を含むかかる動向は、西欧諸地域の在地的事情に注目しつつ、各地域内部での都市の位置を見直すための多くの問題関連を掘り起こしつつあるが、本報告は、H. ピレンヌ学説の圧倒的な影響のもとから出発しながら、次第にその批判に進んできた第二次大戦後ベルギー学界の成果を素材として、こうした視角の転換を浮彫しようとするものである。

1. 中世初期。新しい手法による研究によって、その初期史が全面的に書き換えられた中世都市ヘント Gent [ガン Gand] の場合には、カロリング期以降周辺農村の開発（ことに、シント・バーフ、シント・ピーテル両修道院による所領形成）に伴って、農業的集落が商業的集落へと展開し、さらにフランドル伯によって建設された城砦の内部に手工業的集落が含まれており、これらが合体して本格的な中世都市が形成されたことが明らかにされた。この事例に即して、中世都市の起点、都市形成の起動力、有力領主層の能動的役割の3点を論ずる。

2. 中世盛期。代表的な文献を紹介しながら、都市と農村とを峻別する見方を相対化するための作業を、次の3分野にわたって跡づける。経済史——フランドル羊毛工業の農村遍在、農村工業の特権志向と都市工業の柔軟な対応。法制史——共同体的諸権利の都市と農村での同時的拡充、農村発展の所産としてのブラバン建設都市。社会史——都市貴族の農村起源、域外市民制度。

3. 結論。都市概念の柔軟化、地域史としての都市史。

## 2. 中世イングランドの国制と都市

東京大学 城戸 毅

中世イングランド都市の研究は同じ時期に有力な大都市を数多く抱えていたドイツ、低地地方、イタリアにおける中世都市の研究に比べるとたちおくられているといわれる。しかし近年になって都市史学 (urban history) がイギリスにおいても一個の研究分野として確立し、単なる好古的・郷土史的関心をこえ、比較史的観点から大陸の歴史家の問題提起に即して中世イングランド都市を見直そうとする空気がたかまって来ているように思われる。本報告では、こうしたイギリス学界の動向に沿いつつ、中世イングランド国制とのかかわりにおいて都市をとらえ、位置づけを行なうよう試みたい。その際、まずイギリス史において中世都市の別名のように使われる borough とは一体何をさすのかを考える。Maitland はかつて「borough を定義することが出来るだろうか、我々は大いに疑わしいと思う」といったことがある。そこで我々は、この語の意味内容を歴史に即して探ってみようと思う。さし当り都市の制度的側面に報告の重点をおくことになるが、その他にイングランドにおける都市生活の起源や都市領主制などについても簡単に触れたい。

### 参考文献

1. McKisack, May, *The Parliamentary Representation of the English Boroughs during the Middle Ages*, Oxford, 1932.
2. Reynolds, Susan, *An Introduction to the History of English Medieval Towns*, Oxford, 1977.
3. Stephenson, Carl, *Borough and Town. A Study of Urban Origins in England*, Cambridge, Mass., 1933.
4. Tait, James, *The Medieval English Borough*, Manchester, 1936.

### 3. 14世紀トスカーナにおける都市と都市管区

——市民行政官の活動——

広島大学 清水廣一郎

中世イタリア（北・中部）の都市が広大な周辺農村領域を支配する領域国家であったことは、広く知られている。たとえば、13世紀中葉のフィレンツェは、東京都ほどの広さを持った固有の農村領域（contado）を支配していた。その範囲内の主要な農村都市的集落は、いずれも独自の条例（statuti）を持つ comune として一定の自治が認められていたが、実際上は、その長である capitano ないし podestà がフィレンツェから派遣され、その統治にあたっていた。13世紀後半から14世紀にかけて、フィレンツェは、かつてのコンタードの範囲を越えて、次第にアレツォ、ピストイア、プラートなどの隣接都市とその領域を併合し、より大規模な領域国家に成長することになる。しかし、その統治方法は原理的には変化がなく、支配都市フィレンツェから各従属都市へカピターノ、ポデスタを派遣するという方法がとられていた。

このような「行政官」には、支配都市の有力市民が選任されることになっていた。かれらは一種の政治家であり、法的・実務的知識を持った裁判官（judex）、公証人（notarius）の補助を受けながら、六ヵ月ないし一年の任期をもって統治にあたったのである。

ここでは、① 14世紀中葉のピサで農村行政の実務にあたった公証人 Giovanni Bernardo Salvi da Spina の書式集、② 同時期のフィレンツェで従属都市ピストイア、プラートなどのカピターノを歴任した有力市民 Jacopo di Francesco Del Bene の会計簿を中心に、都市の領域支配において市民が果たした役割について検討してみたいと思う。それによって中世末期からルネサンス初期における市民の存在形態の一端を明らかにしたいと考えている。

## 部分別研究発表

### 第 1 部 会

#### 1. 前古典期アテナイの隷属民，ヘクテモロイについて

新潟大学 安藤 弘

前古典期のアテナイにヘクテモロイ *hektemoroi* とよばれる農民がいた。「六分の一」という意味であるが、史料がとぼしくて、性格ははっきりしない。しかし、この農民をどう理解するかは、前古典期のアテナイの歴史を考えるうえにさけるわけにはいかない問題である。したがって、ヘクテモロイの性格、その発生、変転について、これまで数多くの研究が積みかさねられてきた。

ふつう、ヘクテモロイは本来自由な小土地所有農民であったが、借財の不払いの結果その土地を債権者にゆずりわたし、収穫の六分の一あるいは六分の五を支払う条件でこの身分に入り、さらに滞納によって奴隷にまで下ったものであると考える学者が多い。しかし一方では、ヘクテモロイはアテナイの古い時代から存在していた隷農身分の発展したものであって、借財問題とは関係ないとみなす有力な考え方もあり、さらにこの二つの考え方の中間をゆく学説もいりまざって、いまだにいずれか決着をつけがたい状況がつづいている。

そこで、ヘクテモロイをめぐるこれらの学説史の大要をたどりながら、この問題をどう理解してゆくのをもっとも自然な考え方であるかを検討してみたいと思う。

## 2. ヘカタイオスの地図の構成

——ペルシアの地図とギリシアの地図より——

早稲田大学大学院 豊田 和 二

### A. ヘカタイオスの地図

史料によれば、ミレトスのアナクシマン드로スが初めて地図を製作し、ヘカタイオスが大いにそれを改良したとされている。さらに彼は、ヘロドトスが大地は円形でその周囲をオケアノスが流れるとする世界観の論者の一人と見なされ、その地図は同様なホメロス風のものとしてきた。だがしかし、果たしてこれが真実であるか否かが発表の中心である。またヘロドトスは彼が地図を製作したと明言してはいないが、かのイオニア叛乱の首謀者アナクサゴラスがヘカタイオスの世界地図を、スパルタ王クレオメネス1世に持参したと推論し、彼の地図は存在した、とするのが自然な推理であると思われる。

### B. ペルシアの地図とギリシアの地図

ペルシアの地図の構成はヘロドトスによれば、ペルシアを中核としたアジアが二つの突起をもつことが陳述の中心をなしている。とりわけ注意を喚起すべきは Hdt. IV. 39 の「この突起は……アラビア湾に終わる——実際は終わっているのではないが慣習的にそう言うしきりである」の記述で、ここから出発してペルシアの地図とは、周囲が海で円形の大地の世界地図であったことを論究する。実際、発掘されたバビロニアの世界地図は、円形の大地を囲んで鹹河が流れるものであった。他方ギリシアの地図は、前4世紀の Cyme の Ephoros が述べる如く、平行四辺形または長方形をなしているし、さらにヘロドトスのヨーロッパ地理の説明が著しく南北対称であり、地中海を横断する対称軸上に描かれた細長い矩形をなすことは Myres の既に指摘するところである。これらからして、ギリシアの地図はホメロスの時代は別として、ある時期に矩形へ転換したと考えたい。

### C. 結 び

この円形の大地と周囲を巡る大海の構成から最初に離脱したのが、ヘカタイオスであったと考える。そして上記の論点から、彼の世界地図は矩形のヨーロッパに円形のアジアを組み合わせたものであったと推論する。



### 3. ローマとアレクサンドリア

——前1世紀の貿易関係を中心に——

京都大学大学院 大西 陸子

ローマとプトレマイオス王国との交渉は、早くもプトレマイオス2世時代(前273年)に開始された。ローマが東方世界への積極的な進出をはじめ前2世紀後半になると、東地中海各地にローマ商人が見られるようになるが、アレクサンドリアでその存在が最初に確認されるのは、前127年である。ローマにとって、アレクサンドリアの商業的重要性は、前2世紀を通じて次第に高まっていったと考えられ、前1世紀になると、ローマ政界にいわゆる「エジプト問題」が登場するのである。

では、共和制末期のローマとアレクサンドリアの貿易関係は、どのようなものであったのだろうか。最大の消費都市ローマに対して、アレクサンドリアは古代世界最大の交易地として知られた輸出港であった。穀物・手工業製品、更にはインド・アラビアの物産等が、ここからローマをはじめ地中海各地に送り出されたのである。また、エウエルゲテス2世時代(前1世紀末)に、インド洋航路が開拓されたことは、南海貿易の基地としてのアレクサンドリアの重要性を、更に高めたに違いない。

ローマとプトレマイオス朝の関係を論じる際に、両国間の貿易が常にローマ側の輸入超過になっていたことは、非常に重要である。従来、「プトレマイオス朝の衰退」は、専ら農業・土地制度の面から論じられて来た。しかし、少なくとも貿易・商工業に関する限り、前1世紀のエジプトは決して衰退期ではなかった筈である。アクティウム海戦(前31年)の勝利後、オクタウィアヌスがエジプトを私領化したことは、エジプトの経済的重要性の証ではないだろうか。

本発表においては、M. Rostovtzeff, W. W. Tarn, H. J. Loane らの従前の諸研究の上に、P. M. Fraser, H. Heinen, E. Olshausen, H. Buchheim らの近年の成果を取り入れつつ、共和制末期からアウグストゥス体制の確立に至る間のローマとエジプトとの関係を、貿易関係を中心に考察してみたい。

#### 4. キリスト教徒迫害における下層民

——大迫害史料を中心に——

東 北 大 学 松 本 宣 郎

初期キリスト教徒迫害の研究にはなお解明すべき問題が少なからずのこされている。その一つは、なお結着のつかぬ帝国の迫害法の問題であり、いま一つは迫害の社会的背景、具体的にいうならば、迫害されたキリスト教徒はどの社会層に属していたのか、また彼らが帰属していた社会・共同体において、キリスト教・迫害というものはそれとどのようなかかわりをもっていたのか、という問題である。とくに後者は“迫害”をたんにキリスト教史の枠内にとどめず、ローマ帝国社会史の中に位置づけてゆくためにも、困難ながらさけることのできぬ課題といえよう。

私はこのような視点から、とくに4世紀初頭の大迫害をとりあげてその諸側面に検討をくわえてきた。その結果、いわゆる流血の“大”迫害という考え方には限定が必要であること、その属する社会層によって迫害へのかかわり方が複雑に異っていること、等が指摘されるように思う。ここではそれらの貧しい知見をてがかりとしつつ、迫害に関わった、奴隸を中心とする下層民の存在が諸資料からどこまで明らかにされるかを考えてみたい。最近J. Scheeleはその学位論文 *Zur Rolle der Unfreien in den römischen Christenverfolgungen*, 1970. において、小プリニウス書簡から大迫害史料に至る諸史料を逐一検討したうえで、奴隸が国家による迫害の対象とはならなかったことを論証しようとしている。たしかに迫害と奴隸の関係もまたこれまでみすごされる傾向にあった。Scheele 説の当否はともかくとして、我々はその提起をうけとめ、当面大迫害に焦点をむけて、奴隸には必ずしも限定せずに、キリスト教徒・異教徒下層民にとって迫害がいかなる意味をもっていたかを、限られた史料からどこまで明らかにしうるかを考えてみたいと思う。

## 5. 古代末期ヴァンダル族に対するキリスト者の対応について

熊本大学 森 祐三

ヴァンダル族の北アフリカ制圧に際して、とくにカトリックの聖職者や信徒、聖堂に対する攻撃が深刻であったのは、彼らがアリウス派キリスト教を信奉していたためであったと考えられ、キリスト教に染んでいなかったフン族の侵入の場合よりも、一層敵対的であったことは注目する必要がある。

ヒッポやカルタゴをはじめ多くの都市や村の包囲と占領、それに伴う夥しい死骸、伝染病、捕虜となる母親、路上に鳥の餌食となる幼児、飢餓、家畜小屋となる聖堂、或いは徹底的に破壊される聖堂等々の中で、アウグスティヌスやクオドゥルトデウス、ウィタのウィクトール等の残した説教、書翰、手記等は、いかにして正統派キリスト教を守りぬくかという当時の苦しみを理解する上で貴重なものである。またアリウス派の信仰告白をし、再度の洗礼を受けることを強要された一信徒が、それに同意しなければ妻子を奴隷にするといわれ、しかも妻子が同意を懇願するのをしりぞけて、信仰を守った事例などは、その心中を察して胸を打つものがある。アフリカにおけるこれらのキリスト者の苦しみは、他の地方にも伝えられ、正統派キリスト教が帝国の衰微による政治的支柱を失っている情勢にあって、フランク族のクロヴィスのカトリック洗礼に至るまでの長いキリスト者の緊張や忍苦の中で、正統派を守り伝えていく上で、大いに評価すべきことではないであろうか。ウィクトールとサルウィアヌスとの対比をも含めて、その意義について考えてみたい。

## 第 2 部 会

### 1. „Divisio regnorum” の Interpolatio について

愛知県立大学 日 置 雅 子

806年、カール大帝は、彼の王国の相続に関するテストメントゥム、並びに国土の平和護持規定を内容とした帝国分割令、所謂 „Divisio regnorum” を公布した。Boretius が収録した当該分割令のテキスト (Boretius, *Capitularia*, Nr. 45) をめぐり、W. モールと W. シュレジンガーとの間に有名な論争が展開された。モールは、Divisio の第4・5条 (追加相続規定及び孫の継承権)、第17・18条 (娘の処遇及び孫の身体的安全に関する配慮) 並びに第19・20条 (跋文) の諸条項に関し、806年の公布時点におけるそれらの存在を否定して、後からの挿入と見做し、且つその時点をルードヴィヒ敬虔帝及びカール禿頭王の時代に帰した。これに対して、シュレジンガーは、同テキストの信憑性を全面的に主張したのであり、その後、若干の追加論争を経て、K. シュプリガーデに至り、ほぼシュレジンガー説を擁護する形で、この論争に一応の終止符が打たれている。

本発表では、この三者の見解を検討し、その際、Divisio をモデルにしたものとされる831年の „Regni divisio” との比較・対照において、信憑性問題にあらためて検討を加えてみたい。即ち、モールが否定した諸条項のうち、第19・20条は、シュレジンガー等と同様、真正なものと判断し、他方、第4・5条及び第17・18条に関しては、モールと同様に、改作あるいは挿入された条項と結論するものである。しかし、その背景並びに挿入者・挿入時点については、モールの説とは異なり、830年前後に、所謂 „Ordinatio imperii” (817) の政治理念を崩壊させる、ルードヴィヒ敬虔帝をめぐる政治情勢の中に求めたい。

## 2. ペトルス・ダミアニとニコライスム

——初期グレゴリウス改革に於ける聖職者純潔義務の問題——

加賀美久夫

A. a) シモニア。司教叙任権と共にグレゴリウス改革に於ける三大案件の一つであった聖職者純潔義務の問題。Nicolaïsme の語義。この義務の遵守を熱心に唱道した同時代最初の重要な存在としてのペトルス・ダミアニ。

b) 婚姻・純潔等の性倫理一般に関するペトルス・ダミアニの思想と彼の教会観との関係。黙示録的終末観<sup>アポカリプシス</sup>を推進力とする改革思想。修道士、殊に隱修士<sup>エレミタ</sup>の生活に於ける修練<sup>アスケシス</sup>を通じての完徳成就<sup>ペルフェクチオ</sup>の理想。“totum mundum in eremum convertire” の問題。regina virtutum としての童貞<sup>ヴァーギニタス</sup>と純潔<sup>カステイタス</sup>。一般信徒に於ける婚姻の許容。

B. a) 主題に関するペトルス・ダミアニの著述(根本史料)。論争と提言。Op. 7 (Liber Gomorrhianus 1049); Op. 17 (1059); Op. 18-2 (1064); Op. 18-3 (同); Ep. 5-13 (1066); Op. 18-1 (1069)。参考として Op. 27 (1051以後); Op. 25 (1058以後)。

b) 聖職者純潔義務の神学的根拠。司祭職の光栄と責務。神への自己自身の奉献とこの世よりの自由。教会法による論証。聖職者婚姻に対する論難。「祭儀的純潔」の問題。

c) Op. 17 に於けるペトルス・ダミアニの提案。1. 義務違反聖職者の免職。2. Nicolaitarum haeresis としての断罪。3. 違反を黙認する司教の処罰。同書と1059年ラテラノ・シノドゥスに於ける純潔義務違反聖職者処罰規定との関係。

d) 他の上掲作品に於ける提言。1. 義務違反聖職者の執行するミサの聴聞を信徒に禁止する。2. 世俗君侯の力を藉り、特に聖職者の妻女を圧迫する。3. 聖職者の婚姻を教会法上無効とする。4. vita canonica の唱道。

C. 主題に関するペトルス・ダミアニの思想・活動が、多くの時代的制限を荷いながら、なおグレゴリウス改革全体の枠内に於いて有する意義。世俗的世界に於いて、司祭職の權威の高揚の背景を成す、隱修士的教会観。世俗世界を指導救済する責務を負う、純潔なる司祭職の理念。

### 3. 12世紀中葉における Tournai の都市貴族

——聖マリア衆 (Homines Sanctae Mariae) の性格をめぐって——

国際基督教大学 水野 綱子

周知の如く、北フランスにおける聖人衆 (hommes de saint) の法的性格については、L. Verriest を初めとする諸研究によって、特に農奴制との関連の中で屢々取上げられてきた。しかし、都市史について見るならば、聖人衆と都市内の土地所有との関連がある程度指摘されながらも、その位置付けは未だ十分に整理されているわけではない。

Tournai において、10世紀初から Notre-Dame 教会の名において裁判権を行使していた échevins 層が11世紀末以来市民の共同体的機能を果たしていることは別稿(註)で触れたところであるが、1146年のコミュニオン成立時にその独自の機構たる prévôts-jurés 制を担った中心層も、これらの échevins 家系に求められる。これらは、12世紀後半には変化を見せるものの、本来「司教と教会参事会の同意をもって、聖マリア衆 (hommes de Sainte Marie) の中から選出されるべき」性格を持ち続けるものであった。

本論は、特権的市民層を形成するこの聖マリア衆の性格の検討を通して、コミュニオン成立時における都市の有力者層の究明を意図するものである。その場合、単にその法的身分にとどまらず、都市貴族をその富の源泉から把握しようとする現在の研究動向を顧みつつ、土地所有及び商業と聖人衆との関係に、さらに12世紀中葉の史料に出現する諸家系、特に Noyon の『自由身分の騎士』《ingenuus miles》に起源を持つ De Vinea 家の属性の分析を通してその社会的性格に触れてみたいと考える。このことは同時に、都市と周辺農村部との地域的連繫を含めて、近来問われている中世都市民の在地的性格をも模索するものである。

(註) 拙稿「12世紀 Tournai のコミュニオン慣習法」『国際基督教大学社会科学ジャーナル』16号、1978年。

#### 4. 13世紀ダラムの巡回裁判

京都大学大学院 朝 治 啓 三

ヘンリ二世による法改革、殊に訴訟の簡略・画一化を狙った各種のアサイズ Assize の創設と、それらを現実の訴訟に適用するための巡回裁判官 Justice in eyre の派遣とは、従来王権の封建領主権への介入としてとらえられてきた。12世紀後半以降この過程の進行につれて王権は発展し、13世紀末エドワード一世時代に国王を頂点とする封建国家の権力機構が完成するという図式は、欧米においてもまたわが国においてもポピュラーなものである。その際、王権の介入を領主権への侵害とみなしたり、あるいは12・13世紀の政治史を王権と領主権との対立の歴史として描く図式よりも、領主権衰退の危機を救うために、王権が領主権を補強すると見る傾向の方が、最近では多く見られるようである。

いずれにしてもこのような図式においては、巡回裁判は、国王が領主権を奪うか否かといった面や、王権を背景とした簡便・迅速・公平な訴訟方法を、ウェストミンスターの中中央法廷に達し得ない訴人たちにいかにして分け与えるかといったプラグマティックな面においてのみ理解されてしまい、超越的王権やアナーキー志向の領主権が所与の前提とされてしまうことになる。本報告はこのような前提に疑問を抱き、13世紀英国封建社会の権力構造における、国王裁判権と領主裁判権との位置づけをめざす研究の準備作業であり、一例として13世紀ダラム司教領における巡回裁判をとりあげる。

ダラムがパラティン領として王国からほぼ独立した司教権力のもとに支配されるのは、13世紀末、司教 A. バックのころであるが、すでに12世紀後半以来、対スコットランドの防壁として、王から特権を付与され、他領より高い独立性を保っていた。従って当州での巡回裁判も、国王ではなく、司教が実施し、罰金も司教が徴収した。そのため巡回裁判史料のまとまりが良好であることが、ダラムを選んだ理由の一つである。

史 料

'Two Thirteenth-Century Assize Rolls for the County of Durham', ed. by  
K. E. Bayley, Surtees Society Publications, Vol. 127 (1916).

## 5. 荘園としての都市

東京都立大学 椽川 一朗

常識的には都市と荘園とは反対概念である。しかし中・近世のドイツ都市の中には荘園とされるものがあり、しかも概して高度の自治権をもっていた（拙稿「中・近世における南ドイツ都市の自治権と社会構造」都立大学・人文学報97号 p. 23ff., p. 31ff. 同「中・近世における西北ドイツ等の都市について」同 118号 p. 60）。ここに取上げる西南ドイツの Dornheim (Grimm, *Weisthümer*, I 370ff.), Seltz (759ff.), Weissenburg (764ff. エルザス), Meien (II 482f.), Lechenich (732ff.) 等も、最後の市法 (735-1. 35ff.) に「荘園 *curtis* から土地を保有する市民」の死亡税 (地代) が見えるような点から、荘園でもあったと判断される。しかもこれらの都市は、上記ワイゼンブルク市法が同市の帝国都市昇格の少し前のものであることから推測できるように、かなり高い自治権をもっていた。

その背景として、前記ドルンハイムで私戦 *Feindschaft* (I 378) が「名誉ある緊急事態」(376-1. 18) と呼ばれたらしいような、私戦慣行の根強さ、ひいては領主権の本来的な弱さが考えられる。しかも私戦が頻発したウォルムス司教領 (I 804ff. c. 30) で、市民を含む荘民は、奴隷 *servi* (隸民) とも呼ばれた。また原理的にはフーフエ *mansus* 保有民であり奴隷所有者であった同領荘民の保有地=相続財産 (c. 2, 拙稿「中・近世の西洋における奴隷制の問題」歴史学研究437号) は、奴隷 (隸民) 地 *servilis terra* とも呼ばれた。そこで農奴の意味の学術用語 “*Höhrige*” (隸民) の、数少い史料上の用例 (Dorsten 荘, GW III 165 c. 4) から、「荘民イコール農奴」説を検討するなどして、ドイツの中世的都市と荘園との社会構造上の類似点を探りたい。



### 第3部会

#### 1. マルシリオ・フィチーノ (1433-99) における哲学と宗教 ——彼に対する同時代人の判断・批判を中心に——

早稲田大学大学院 根 占 献 一

後世への歴史的影響という点から眺めた時、フィレンツェのプラトン・アカデミーの指導者、マルシリオ・フィチーノは興味深い位置を占めるとともに重要な役割を果たしたように思われる。ブルクハルトは、依然としてなお高い価値を有する『イタリア・ルネサンスの文化』を、同アカデミーの讃辞で結んだが、そこで引用されているロレンツォ・デ・メディチの詩境の源泉は、実際はフィチーノによるものである (P. O. Kristeller) と指摘されている。イタリア・ルネサンスが「われわれの時代の指導者」であるとブルクハルトが言う時、彼は時代の非キリスト教的世界観に至る発展の出発点を、ロレンツォを巡る人々の新プラトニズム復興に見ていたのではあるまいか。

ところで、プラトニズムの近代における歴史とその役割を考える時、マイネッケの『歴史主義の成立』を逸することは出来ない。それは、マイネッケとブルクハルトとの関係を示唆するばかりでなく、「プラトン主義の精神から歴史主義が誕生した」と述べられているからである。

発表者は、このような史的関連を明らかにすべく、「フィチーノと歴史について」と題してイタリア学会 (第25回) で研究発表した。それは、ジェンティーレ、カッシーラー、ガレン、クリステラーらが描いているようなフィチーノ以後のプラトニズムが近代において担った役割を、歴史を学ぶ者として探ってみようということが根底にあった。今回の発表の方向もあらまし同じであるが、特に宗教史方面におけるフィチーノの役割を明らかにしてみたい。その際最終的な目的は、ジャンフランチェスコ・ピコ・デラ・ミランドラ、アグスティーノ・ステウコ、エジディオ・ダ・ヴィテルボ、ジローラモ・セリバンドらとの関連にあるが、ここではこれに関しては示唆するに止め、フィチーノの生と思想に、宗教と哲学、キリスト教と異教という視点から同時代人の判断・批判を通して、アプローチしてみたい。

## 2. パトニー討論の政治思想にかんする一考察

広島大学 友田 卓爾

レベラーを成年男子普通選挙権の要求者(急進的民主主義者)とみなす伝統的見解は、1962年にC. B. マクファーソンによって全面的に批判され、今日では、「一貫して使用人と被救恤人を除く選挙権 ('non-servant franchise') を意図した急進的自由主義者」とみなすかれの見解が支配的になっている。

マクファーソン説は、1647年のパトニー討論についての新解釈、すなわち、レベラーの自然権思想の基底には選挙にかんする「生得権は失われえるものである」という暗黙の仮定があったと、いう解釈に基礎をおくものである。しかし、この見解は、J. C. デービスやA. L. モートンが批判しているごとく、レベラーの理論的指導者ではないマクシミリアン・ペティの2回の発言——「生得権を失っていないすべての住民が選挙に際して平等な投票権をもつ」・「徒弟、使用人、施しを受ける人々を除外する理由は、かれらが他人の意思にたより……かれらの主人に含まれる (からである)」——を論拠とする不安定な立論である。また、この解釈によっては、選挙権論争の現実の展開を説明しえないように思われる。

パトニー討論に参加したレベラー・スポークスマンのうちで、選挙権の範囲とその排除の基準にかんする具体的な見解を表明したのはペティだけであり、しかも選挙権論争じたい、単なる選挙権の数的な範囲をめぐって展開しているのではない。それは、主権の帰属する「イングランドの人民」(国民) の概念そのもの、および国民と議会の関係(選挙における国民の統合) についてのパースペクティブの対立を基軸にして展開しているように思われる。

そこで、本報告は、インデペンデント(アイアトン) の国民観・議会観に対抗するレベラー(主としてレインバラ、ワイルドマン、ペティ) のそれを討論の文脈のなかで分析することによって、レインバラの「絶対的自然権」思想と、ペティおよびワイルドマンの自然権思想の意味内容を比較考察しようとするものである。

### 3. コルベールとフィナンシエ

北海道大学 常見 孝

アンシャン・レジームにおいて、国王の収入の徴集・管理を行なう者は一般にフィナンシエと呼ばれる。この報告は、コルベール期（1661～83年）をとりあげ、フィナンシエ・グループの活動の具体相を検討するものである。コルベール財政が「フィナンシエ退治」で始まったことは良く知られている。1661年、財政の実権を掌握したコルベールは、特別裁判所 *Chambre de Justice* を設置してフィナンシエの不正利得の追及・処罰に向った。この特別裁判所の意義として指摘されているのは、先ず、フィナンシエから大量の国家債務を回収し、更に罰金を徴集して財政の一時的立て直しを可能にしたこと、つまり破産政策の手段として機能したことである。しかし、別の側面から見れば、特別裁判所はフィナンシエ・グループ相互の抗争の決算であるとも言われている。単純化して言うならば、財務長官フーケの下で財政を主導していたグループが排除され、代わってコルベールのグループが配置についた。更に、コルベールは財政維持のためにも「重商主義政策」遂行のうえでも、自らの意図に沿うフィナンシエ・グループを必要としたと思われる。本報告でとりあげるのはコルベールの財政・経済政策の担い手となったこのフィナンシエ・グループであり、先ずその活動の具体相を明らかにすることに重点をおく。

報告では、特別裁判所の罰金賦課の実状、及び罰金徴集請負の構成を分析した後、徴税請負人と総収税官とを中心に検討を進める。

#### 4. プロイセン絶対王政と身分制

中央大学 阪口修平

18世紀のプロイセンは、オットー＝ヒンツェによって「軍事＝官僚国家」と性格づけられ、ドイツやヨーロッパの他の諸国より以上に絶対主義的色彩の濃い国家である。国政史的にみるならば、これは一般に、君主が身分制議会や地域主義を克服し、集権的・統一的な官僚制を確立することによる政治権力の一元的把握と理解されている。

他方社会構造に眼を向けると、貴族＝グーツヘルは、その支配領域（グーツベチルク）内における土地所有権、体僕権、裁判権、警察権、教会後見権等公的・私的権利を独占しており、あたかも国家内の国家の観を呈していた。

さて、以上のような君主的＝絶対主義的な国家構造と身分制的な社会構造を、国家と社会の分離というように切り離して考えるのではなく、それらの相互の絡み合いをさまざまな局面において再検討することが、今日の絶対主義研究の大きな課題であるといえよう。このような観点から、制度史の領域においては、従来克服されたと考えられていた身分制の問題が再び重要なテーマとなった。その際絶対主義期における身分制とは、単に身分制議会のみならず、その他の身分制的代表諸機関をも意味し、又その政治的意義についても、統治への参加の他に行政への参加が同時に配慮されねばならない。それ故本報告においては、行政機構における絶対主義的官僚制と身分制の関係、その相互の絡み合い（対立依存関係）を、18世紀プロイセンの中核州であるクールマルクを中心に考察したい。その際、単に貴族の地方自治団体である郡＝クライスのレベルに関してのみならず、中央やとりわけ州における両者の関係についても、史料集アクタ・ホルンカ等によって検討する。それをつうじて、プロイセン絶対主義国家の政治構造を再検討するのが、本報告の目的である。

## 5. フランス革命期パリ=コミュン史の論理

富山大学 岡本 明

フランス革命研究の課題の一つは、中央と地方の枠組みの中で、王政改革期ならびに革命前史から89年革命への移行のメカニズムを明らかにすることであろう。これはあるいみで、「貴族の革命」と「ブルジョワジーの革命」を媒介的にとらえる作業であるが、いまひとつ、議会とサン=キュロット運動を媒介的にとらえ、複合革命論を深める仕事がこのされている。パリ=コミュン史をとりあげるのもこのためである。

フランス革命は、主権思想を中心にして二度(88年と93年)の価値体系の変更をはらんだ革命であったが、パリ=コミュン史にみる革命のトレンド、コミュン思想の展開過程は、これといかなる対応関係にあるか。本発表はこの問題を中心にすえて、複合革命論と段階論との結合をはかるものである。

## 第4部会

### 1. ニグロ奴隸の性格形成と抵抗の諸形態について

龍谷大学 池本幸三

合衆国旧南部史にニグロ奴隸の大規模かつ組織的な反乱の伝統を求めるとはできない。H. Aptheker が検証した約250件の revolts も、大半が不発に終わったもので、それらは白人の恐怖の産物か、小規模な陰謀か、小騒動かのいずれかであった。この事実をカリブ海地方の島じまやブラジル北東部に見られた長期かつ大規模な反乱と比較するとき、旧南部奴隸制のどのような諸条件が反乱を閉塞状態においたかを考察しなければならない。

そのさい、客観的条件——例えば、アフリカからの奴隸輸入の有無、国家やプランター権力の強弱、地理的孤立性の有無——の他に、主体的条件としてニグロ奴隸の性格が関わってくる。S. M. Elkins の主張する “Sambo” personality を人種のステロタイプと措定することは誤りであり、危険である。また、“Sambo” をナチスの強制収容所における入獄者の心理や行動様式とのアナロジーにおいて捉えることも非歴史的である。むしろ、“Sambo” はニグロ人が個々の奴隸制度に適応する (accommodate) 過程で形成された広範に認められる社会的タイプと考えるべきであろう。

ここに「怠けもので、無気力、子供じみた甘えん坊、躁うつ的な精神状態、盗癖の持ち主」たるニグロ奴隸が大量に現象する。彼らは仕事をきらい、盗みを常とし、時には放火をし、白人を殺傷する。また逃亡を反覆する。こうした行動パターンを奴隸制に対する反逆として積極的に評価できるであろうか。かかる個人的、衝動的行動は奴隸集団の生存を脅かし、家族や仲間の離散を惹起した。それゆえ、仲間の奴隸によって拒否されることが多かった。こうした抵抗は解放への道に通じなかったのである。

1800年 Gabriel Prosser, 1822年 Denmark Vesey, 1831年 Nat Turner による反乱は、このような旧南部奴隸制の閉塞状態に立ち向うものであったが、いずれも失敗した。これらの反乱をイデオロギーとリーダーシップのあり方に力点をおき、素描する。

## 2. 所謂「綿花王国」(Cotton Kingdom) について

福岡教育大学 西川 進

1858年3月4日、サウス・カロライナのJ. H. ハモンドは連邦上院議会で次のように述べている。

「……地球上の如何なる権力も綿花に挑戦しようとはしない。最近までイングランド銀行が King であった。しかし、この銀行は一昨年秋、この綿花に圧力を加えようとして完全に打ちのめされた。この最後の権力が屈服したあと、今や綿花が最高至上の権力となったことは疑う余地のないところである」と。

西ヨーロッパ諸国の木綿工業は、その綿花供給を全面的にこの「綿花王国」に依存せざるをえず、1860年には南部はその綿花の75パーセントを輸出し、年間2億ドル以上の売上げによる「繁栄」をほしいままにしていた。

さて、この「綿花王国」の経済や社会の構造については、既にわが国でも多くの論争が展開されてきた。大別すれば、それは資本の範疇論争と収益性 (profitability) 論争の二つであり、前者はプランテーション制を非資本的経営としてどのように規定しうるかを基本問題とし、後者は資本主義経営のもとでの収益性の度合いを中心課題として論じられてきた。

特に後者の論争は、74年出版のR. W. フォーゲル、S. L. エンガマンの“Time on the Cross,, によって新たな方向を展開しつつあるが、その見解はなによりも黒人労働の経済的価値そのものを問題とし、奴隷制プランテーション経済に積極的評価を与えようとするものである。これに対しK. スタンプ、P. A. デイヴィッド、H. G. グッドマン等の鋭くも激しい反論が展開されている。一体、この「綿花王国」を基礎づける奴隷制プランテーションの構造や性格をどのように把握すべきであるのかという基本的問題からの再出発が要請されているかに思われる。E. D. ジェノヴィーズ、D. C. ノース等の成果、さらにR. V. アンダーソンとR. E. ゴールマン等の最近の研究を手がかりにしながら、奴隷制プランテーション農業が単なるモノカルチャー的性格よりも、むしろ一種の diversification (多種作物栽培) の傾向を伴わざるをえなかった自給的農業の構造実態を検討したい。その構造が南部市場の狭隘性をまねき、同時に50年代の地域間商業の発展をどのように制約するものとなり、'57年の恐慌の動向にどのように作用するものとなったか等々の問題も派生する。

### 3. ロシアの専制・農奴制改革をめぐる

N. G. チェルヌィシェフスキーと V. N. チチェーリン

工学院大学 今井義夫

1861年のロシアにおける農奴制改革をめぐる政治的・経済的変革過程とそれともなう各種の政治勢力の動向についての歴史的研究はこの時期の実状を知るうえでも、またその後のロシアの近代化の歴史的特質を明らかにするうえでも重要である。

とりわけ、この時期はクリミア戦争前後に抬頭したロシア国内の自由主義的勢力とロンドンの「自由ロシア出版所」や国内の『ソヴレメンニク』誌に代表されるいわゆる革命的民主主義勢力との間の分裂・対立が決定的になった時期として注目される。

報告者はすでにこの問題について「ロシア自由主義者の誕生——カヴェーリンとチチェーリンの政治思想の形成をめぐって——」(『一橋論叢』第76巻 第3号, 1976年) および「ゲルツェンとカヴェーリン——40年代人の友情と訣別——」(金子幸彦編『ロシアの思想と文学』, 1977年所収)の二試論を発表したから、今回は1860年代の指導的な革命的思想家として知られるニコライ・ガヴリロヴィッチ・チェルヌィシェフスキー(1828—1889年)と当時の自由主義的論客であり、「国家学派」の創始者の一人として知られた法哲学者・歴史家ボリス・ニコラエヴィッチ・チチェーリン(1828—1904年)との間の改革をめぐる意見の対立をとりあげ、彼らの歴史観、国家観、農村共同体観、社会主義観などを比較検討したい。

この検討の過程で、報告者は両者の対立点のみでなく、ゲルツェンとチェルヌィシェフスキー、カヴェーリンとチチェーリンとの思想的相違点についても言及して、この時期のロシア社会思想の重層的構造の一端を明らかにするつもりである。



#### 4. 19世紀末アメリカの政治的諸党派と国家論

—19世紀末政治史理解のために—

京都大学研修員 横山 良

19世紀末アメリカ政治史研究において最大の疑問の一つは、1896年大統領選挙をピークに燃え上った抗議・改革運動の炎が、何故あのように急速に消え去っていったのか、あるいは、何処へ行ったのかという問題であろう。従来よりの、農民・労働者対独占資本、あるいは、農村対都市といった対立のパターンからするならば、1896年の闘いにおいて、独占資本ないし都市が最終的に勝利し、農民・労働者ないし農村は粉砕しつくされてしまったということになる。従って、それに続く革新主義とは、農民・労働者ないし農村とは無縁のところから湧き出してくるものとなる。だが、敗北し、粉砕され、一掃されてしまったはずの、農民・労働者ないし農村は、たしかに解体は進みつつあるものの確固として実在し続けているのである。にもかかわらず、時代は、1896年以前とは比較にならぬほど静穏のうちに革新主義期へと移行していった。問題はイデオロギーにあったとしか考えられない。つまり、1896年をピークに交錯したイデオロギーの内容はいったい何であったのか、とりわけ、混乱の時代から脱出すべくアメリカ社会を再編成するシステム＝「国家」について政治的諸党派がいかに考えていたのか、が改めて問い直されねばならない。そこには、前記の対立の図式とは異なる、あるいはそれを超えた位置関係が予想され、その中から、抗議・改革運動のエネルギーを吸い取り、革新主義へとスムーズに連らなっていく「国家」の形成についてイデオロギー的前提が醸成されていったものと思われる。

本発表においては、この期の主要な政治的諸党派である、共和党マッキンレー・ハンナ派、民主党クリーヴランド派、民主党ブライアン派、ポピュリストそれぞれの国家イデオロギーを検討することにより前記の疑問への回答を探りたい。

## 5. IWW 指導者の社会的起源

愛知県立大学 野村 達朗

20世紀初頭のアメリカにおける特異な労働者団体、IWW (Industrial Workers of the World) については、研究の著しい進展が見られるが、なお幾多の本質的問題が未解決のまま残されている。その一つはIWWの運動がいかなる種類の労働者によって構成されていたのかという問題である。この問題は、広義の《ウォブリー》としてのIWWメンバー全般と、狭義のそれ、すなわちIWWの中に労働者を組織していったところの運動の主体的な担い手とを区別した上で検討されるべきであろう。本報告は後者の社会的性格を明らかにするための一つの作業である。

この問題について従来、研究者たちは資料的制約に悩んできた。少数の例外を除けば、彼らの全ては無名の活動家であり、伝記的事実に基く統計的分析は不可能であった。ところが筆者は、ウェイン・ステート大学労働史文書館の所蔵する1918年シカゴにおけるIWW裁判の速記録の中に、この問題に本格的に取り組むことを可能ならしめる数多くの手掛りを発見した。118名の被告と数百の証人が出廷し、多くの者が自己の伝記的事実を証言したからである。従来未利用であったこの文書を中心に、他の様々な資料を援用しつつ、筆者は300名近くの活動家についての伝記的事実を収集・分析しつつある。

本報告は、1908～18年の期間におけるIWWの全国的レベルの指導者たち（執行委員会構成員、全国的オーガナイザー、主要産業別組合書記長、主要機関紙編集者）のうち伝記的事実の判明する43名について、彼らの出生年、出生地、出身階層、教育、労働開始年令、職業的経歴、組合運動・急進主義運動の経験、IWW加入年、加入理由等々を統計的に分析し、彼らの社会的起源について検討を加えようとするものである。

## 6. イタリア・ファシズムとカトリック教会

神戸大学大学院 村上信一郎

イタリアのファシズム研究は、最近とみにその関心を、起源から《体制》の成立へと移しつつあり、ファシズムの強制的同質化の過程よりも、《体制》の獲得した合意=統合の過程により大きなウェイトをおきつつある。さらに、こういった研究動向は、イタリア現代史における構造的連続性の中でファシズム史を再検討しようとする、より深い動機に裏打ちされている。

教会—ファシズム関係論を、このような研究動向に位置づけてみるならば、それが一つの特権的な問題領域を提示していることは自と明らかになる。なぜならば、まず第一に、教会は、王制、軍部、官僚、財界とならんでファシズムの《同盟者》の道を選択したが、これら伝統的指導層との決定的相違は、教会が大衆的基盤を持っていたことであり、ファシスト国家は教会との《和解》を通してしかカトリック大衆の政治的動員=統合と、それに基づく合意の基盤の拡大を実現することができなかったからである。第二に、教会および、とりわけその平信徒組織(カトリック・アクション)は、ファシズム崩壊後キリスト教民主党を通じていち早く政治的ヘゲモニーを行使し、戦後イタリア保守政界の中軸となっていたことから、まさにファシズムとポスト・ファシズムの結合要素=連続性を体現していると考えられるからである。

本報告での、さしあたっての主題は次のとおりである。

- 1) 教会は既に伝統的指導層との保守的方向での事実上の和解を遂げ、その延長線上にファシズムを選択した(教会の保守的選択)。
- 2) 教会は伝統的指導層とは質的に異なる《国家のカトリック化》の機会を《体制》との同盟に認め、コンコルダートを国教関係《和解》の必須条件とした(特殊教會的選択)。
- 3) その後の教会の選択はコンコルダートの防衛が軸となる。そのために、保守—権威主義的な(フランコ政権型の)の方向でのポスト・ファシズム体制の展望がなされる(教会の保守的イニシアチブ)。

## 第5部会

### 1. ドイツにおける労働運動の形成, 1860年代

東京大学 西川正雄

1848/49年の革命に続く反動期を経て、ドイツでは1860年代に入ると、社会運動が再び活発になった。ブルジョワジーは議会において「憲法闘争」を行なうと共に、「国民協会」を中心に政治活動を展開した。ブルジョワ左派の進歩党は、労働者階級を自らの陣営にとりこもうとして、各地に「労働者（教育）協会」を設立するが、その運動の中から労働者階級の自立の動きが生まれる。

その重要なきっかけをなしたのは、1862年、ベルリンに始まる「全ドイツ労働者大会」運動である。わけてもライプツィヒの労働者の一グループはその主導権を取り、ハンブルクやラインラントの労働者の支持を得、次第に進歩党の思惑を越えて、労働者独自の要求を掲げる方向に進んだ。このグループがフェルディナント・ラサールと結びついたことにより、普通選挙法の実現を第一に目指す「全ドイツ労働者協会 (ADAV)」が誕生した。

同じ頃、同じライプツィヒで労働者教育協会運動に参加していても、アウグスト・ベールのように、進歩党との絶縁に賛成しようとする労働者たちもあった。彼らは「ドイツ労働者協会連盟 (VDAV)」を組織する。ADAV がプロイセン王国を主な活動の舞台としていたのに対し、VDAV はザクセン王国・南ドイツを根城としており、その地域の反プロイセン的ブルジョワ民主主義者とは、人民党を結成するなど、協力関係を保っていた。彼らが、労働者として組織的自立をはかるのは1860年代も末のことで、1869年、アイゼナハにおいて「社会民主労働者党」が創立された。

ふつうラサール派・アイゼナハ派と呼ばれるこの二つの潮流の存在を、単にラサール対マルクス＝エンゲルスという思想史上の相違から説明するのでは、事柄を単純化することになる。ドイツ帝国創立もゴータ合同大会もまだ予測できぬ未来に属していた1860年代のドイツで、各地域の労働者たちが、いかなる伝統の中で何を問題にし、どのような契機によって自立への道を歩み始めたのかを探ってみたい。

## 2. 大衆ストライキと大衆内活動家層

——第一次世界大戦期——

大阪市立大学大学院 坪 郷 実

ドイツ革命期における経営レーテ運動を内在的にとらえる視点に立った場合、経営レーテ運動それ自体の運動構造を解明する必要がある。われわれは、経営レーテ運動を、経営内活動家層（大衆内活動家層）に牽引された経営内の組織労働者と未組織労働者（ないし、熟練・半熟練・不熟練労働者）の連帯に基づく自立的な運動としてとらえられると思う。

経営レーテ運動の牽引車である経営内活動家層は、第一次大戦中の政治的大衆ストライキと経済ストライキ（ある場合は山猫ストライキ）の交互作用の中で一定程度形成された。彼らはストライキ運動の動機の面からみれば、「生活」の論理（食糧問題等）と「政治」の論理（講和問題等）とを架橋する媒介者であった。経営内活動家層とは、具体的に、組合の経営・職場信任者たちのことを意味している。大戦から革命期にわたって、そのもっともまとまったものとして、ベルリンの経営オプマンの組織である「革命的オプロイテ」（金属工組合に所属）をあげうる。

彼ら経営・職場信任者は、1910年代以降、二重の機能を果たすにいたった。彼らは経営内の組合員によって選出され、組合員ならびに未組織の労働者の経営内の統括者として、職場から遠ざかることのない唯一の組合役員であった。彼らは、一方で、組合地方支部の担い手として、組合政策の体現者であったが、他方、中央組合の戦略に従属しない山猫ストライキの牽引車としての機能を担った。

彼ら信任者は、労働力の質の観点からみれば、資格のある熟練労働者——技術革新に伴なう経営組織の変貌過程の中で、その既得権を脅かされ、奪われつつある労働者——をその一典型としている。しかし、それは、産業内条件、地域内条件に従って多様な様相を示している。

### 3. 第一次世界大戦期のドイツ自由労働組合

東京大学大学院 相馬保夫

第一次世界大戦の時期に、ドイツの社会主義労働運動は大きな転換期を迎えた。この時期の労働運動を、自由労働組合に焦点を合わせて考察するのが本報告の狙いである。

大戦勃発直後、自由労組指導部は、社会民主党の「8月4日」に先立ち、あらゆるストライキ闘争の中止を決定し、政府と軍部による戦争遂行策に積極的に協力することに踏み切った。組織の防衛を念頭に置いて定められたこの方針は、戦時における組合活動の基本原則となる。組合の指導者たちは、「城内平和」を堅持しつつ、労働者（組織）の社会的・経済的同権化という戦前からの目標を追求したのである。

戦争の長期化とともに、生活難から各地で食糧騒擾やストライキが起こるようになり、それを背景にして組合組織内部に反対派が現われてくる。政府・軍当局の側では、勝利のために国民全体を総動員する体制を組織することが焦眉の課題となった。こうした情勢の下で、労働組合は、労働者を戦争遂行に加担・協力させることに寄与し、いわば労働者を国家に「統合」する役割を果していく。そして、しだいに政府指導部への発言権と影響力を獲得していったのである。大戦の時期は、ドイツの労働者組織が戦前の「隔離された」存在から脱却する過程として位置づけられよう。

一方、組合内反対派はこの間に徐々にその勢力を増し、労組指導部の戦時活動方針と全面的に対決する立場をとるようになっていた。とりわけ、金属労組ベルリン支部内の反対派活動家たちは、生活窮乏に怒りを感じる多くの労働者大衆を動員し、大戦後半の大ストライキを組織するのに主導的な役割を担った。彼らは、ドイツ革命期には既存労働者組織に対抗する協議会運動<sup>レヒテ</sup>の主要な推進力となるのである。

#### 4. 自立的大衆運動の展開としてのドイツ革命

立教大学 木村 靖二

現在までの個別研究の蓄積によって、ますます具体的に明らかにされつつある第一次大戦後半期からドイツ革命期にかけての各地域の大衆運動・レーテ運動の実態をふまえて、改めてドイツ革命を自立的大衆運動の展開過程としてとらえていく時、政治制度の転換・諸党派の対抗といった視点からの革命線とは違ったものが現われる。それを仮説的な形で提示し、批判を仰ぎたい。

## 5. カップー揆とドイツ共産党

熊本大学 篠塚敏生

カップー揆期の KPD の態度については、いくつかの問題点があるが、本発表は、1920年3月13日の KPD・Zentrale の態度とカップ退陣直後に問題になった労働者政府の問題を取り扱う。KPD・Zentrale は3月13日、一揆勃発直後、労働者階級にゼネストをせず時機を待つよう呼びかけた。この態度は、翌14日には訂正されたが、一揆後の4月に開かれた党大会では非難された。他方、労働者政府の問題は、自由労働組合の C. Legien によって USPD に話しがもちこまれたもので、USPD によってその態度を問われた KPD・Zentrale は、3月23日、労働者政府に対しては「忠実な反対派をなす」との声明をだした。この声明は、そのご、4月の党大会でも、コミンテルン第2回大会を前にしての、„Die Kommunistische Internationale” (KI機関誌) と „Die Internationale” (KPD理論機関誌) でも激論がかわされた。4月の党大会は、3月23日の声明を不可とした。労働者政府に対して KPD がいかなる態度をとるかは、そのごも議論がかわされ、ワイマル期を通じて党は一致しなかった。

本発表はこの2点を、KPD の組織・イデオロギー面から、また全国の KPD 組織の態度等々から、検討する。



6. カール＝ラーデクとコミンテルン  
——コミンテルン第三回大会を中心に——

明治大学大学院 齊 藤 哲

1919年3月に創設されたコミンテルン(KI)が国際革命の指導機関としての実質を備えたのは20年7～8月の第2回大会に於てであった。この大会で定められたKI加入21条件は、KIを「国際プロレタリアートの戦闘機関」(ジノヴィエフ)たらしめんとする、ボルシェヴィキ党の意図を明白に示していた。そして、この意図は大会を支配した国際革命の勝利への期待感とも合致していた。しかるに、ドイツで21年に「3月行動」が挫折したことにより、近い将来に於ける国際・西欧革命の勝利という見通しは放棄されることになった。代って同年7月のKIの第3回大会では、共産党による権力奪取の前提として、労働者階級の日常的利益の実現を通じて、労働者階級の多数派を共産党の側に獲得するという方針が確定された。革命の波の退潮という判断に基づくこの方針は、翌年の第4回大会にかけて、統一戦線政策として練り上げられたのである。

ところで、KIの主要な政策は常にドイツでの経験と条件から導き出されていた。本報告で論ぜられるカール＝ラーデクは2回大会以降KIの政策決定に関与したが、そのことはKI執行委員会書記としての彼の地位によるよりも、ドイツ共産主義運動への彼の関わりによる所が大であった。例えば、第3回大会で確定された先の方針も、従来ドイツで彼が追求して来た方針を国際的規模で実行しようとするものに他ならなかった。しかるに、この大会でKIが方針を転換するにあたり、彼はレーニンと激しく対立した。即ち、彼は「3月行動」の失敗を認めないドイツ共産党(VKPD)指導部を擁護し、彼が従来追求して来た方針にVKPDを回帰させることに反対したのである。

KIの方針はその支部党を拘束するが、逆に、後者の具体的状況に応じて初めて現実に運用されるものである。従って、KIを国際的運動として把握するには、方針を実行に移す各党の状況の検討が必要である。報告ではこのような視角から、KI第3回大会でのラーデクの一見矛盾した態度を、VKPDの置かれた状況との関連に於て検討したい。

## 7. 社会民主党の寛容政策と反ファシズム

茨城大学 伊集院 立

1930年9月14日の選挙でナチスが増大したことにたいして、社会民主党は「中道政府」に対するいわゆる寛容政策をとった。これはヒルファーディングの理論的指導によるものだが、そこにおけるいくつかの問題を考えたい。

まず、社会民主党はナチスという「非理性的な」大衆運動に対して、「中道派」と社会民主党の連合を樹立し、これをいわゆる「理性的ブロック」として対置させようとした。つまり「非合理的な」大衆運動を克服する方法を、ブリューニング内閣の「理性的な」経済回復政策に求めようとしたのである。

また、経済恐慌によって「企業家ばかりでなく、広範な大衆も議会に敵対する闘争に組織され」、議会も「反議会主義的な多数派が占める」状況では、「民主主義の維持、憲法の擁護、議会主義の防衛」のために議会とは協力できないというジレンマに陥った。共産党との連合の可能性を追求することははじめから放棄されていたため、議会に足場をもたない大統領政府を支持し、自からその議会における足場となった。

寛容政策は1930年末には大した反対もなく承認されたが、翌年には党内に深刻な動揺を生み、ライプチヒ党大会ではこれをめぐる激しい議論がたたかわされた。しかし寛容政策の限界は指摘されても「別の議会主義的な道」は見出されなかったし、大衆運動としてのナチスをどう克服するかという問題は全く議論されなかった。

今回の報告は、以上のような問題関心から、社会民主党の政策を考える準備作業とした。

## 8. ナチスの政権獲得と経済界

神戸大学 栗原 優

戦後の実証研究は、ハルガルテン、ツイホン、シュテークマンの経済界批判説と、ロックナー、ターナーの弁護論とが対立しているが、ここでは最近の最も実証的な研究であるターナーの論文 (H. A. Turner, *Faschismus und Kapitalismus in Deutschland*, Göttingen 1972. Ders., "Großunternehmertum und Nationalsozialismus 1930-1933, Kritisches und Ergänzendes zu zwei neuen Forschungsbeiträgen", *HZ*, Bd. 221, 1975) の検討を通じて、私見を述べてみたい。

ターナーの研究は次の4点に整理できる。

(1) 有名なナチス支持の企業家たち (テュツセン, フーゲンベルク, キルドルフら) は工業界の中心的存在ではなく、むしろ「例外」であり、そのナチスとの関係も従來說かれてきたようなものではない。

(2) 中心的な大工業家 (フリック, IG ファルベン) がナチスに資金援助をおこなった例も存在するが、しかし、彼らは同時にブルジョワ諸政党にはるかに多額の資金援助をおこなっており、経済界の資金は「圧倒的にナチスに敵対して」おこなわれたとというる。

(3) ヒトラーの政権獲得に重要な役割を演じたとされるケプラー・クライスは、工業界の団体ではないし、大工業家もほとんどいない。ヒトラー・パーベン会談は工業界のイニシアチブではなく、シュレーダーも大工業家の委任を受けて、会談を仲介したのではない。

(4) 重工業界の最高政策決定機関、ルールラーデは恐慌期に一貫してブルジョワ・ブロックの結成に努力しているが、その試みはことごとく失敗に終わっている。彼らはヒトラー政権獲得のニュースに「全く不意打ちを喰った」のである。

以上の諸点から、ターナーは、大企業がナチスを援助したか、との問いには「全体としてみれば、否」と答えうると結論している。ターナーが多くの新史実を発掘し、研究の精緻化に貢献した点は否定しえないが、しかし、彼の研究は、1) 個々の史実を孤立させ、全体としての構造的把握を否定する基本的視角、2) 部分否定をもって全部否定を主張し、差異をもって対立を結論する強引な論理、3) 一定の重要な史実の誤認、歪曲、無視に立脚しており、根本的な批判を必要とするものである。



